

公の施設の指定管理者監査の結果の公表

地方自治法第199条第9項の規定によって、公の施設の指定管理者監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年7月28日

播磨町監査委員 平 崎 泰 彦

播磨町監査委員 大 瀧 金 三

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の実施期日

令和8年7月24日

3 監査の実施場所

播磨町役場 第1庁舎 3階会議室302

播磨町小型船舶係留施設（播磨フィッシャリーナ）

4 監査の対象

（1）指 定 管 理 者 泉佐野ウォーターフロント株式会社

代表取締役社長 左中 祐輔

（2）施 設 播磨町小型船舶係留施設（播磨フィッシャリーナ）

（3）施 設 所 管 課 土木課

5 監査の範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）から監査実施期日までの期間における公の施設（播磨町小型船舶係留施設）の管理に係る出納及び運営の事務の執行状況

6 監査の方法

今回、土木課が所管する公の施設（播磨町小型船舶係留施設）の指定管理者監

査について、令和6年度及び令和7年度における出納及び運営の事務の執行状況について所管課の担当者への聞き取り調査を行うとともに、事前に提出された、関係諸帳簿及び証拠書類をもって調査・確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により、出納及び運営の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。また、播磨町小型船舶係留施設（播磨フィッシャリーナ）で現地視察を行った。

第2 指定管理者等の概要

1 施設等の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名 称 | 播磨町小型船舶係留施設（播磨フィッシャリーナ） |
| (2) 所 在 地 | 兵庫県加古郡播磨町本荘2丁目1647番3地先 |
| (3) 施 設 内 容 | 浮棧橋 L = 307.3m
係留施設（簡易係留施設）収容規模
小型艇 7.5m以下 70隻
中型艇 9.5m以下 26隻
駐車場 乗用車39台区画
駐車場ゲート 1基（チェーン式）
水道栓 10基
防犯カメラ 5基
防犯門扉 1基（暗証番号式） |
| (4) 管 理 物 品 | 浮き輪1環、チェーンゲートリモコン90個 |

2 指定管理者の概要

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 住 所 | 大阪府泉佐野市りんくう往来北6番地 |
| (2) 名 称 | 泉佐野ウォーターフロント株式会社 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役社長 左中 祐輔 |

3 指定管理の内容

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

- ア 管理施設の利用許可に関する業務
- イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ウ 管理施設等の維持管理に関する業務
- エ 事業の実施に関する業務
 - ・管理上必要な関係機関との調整
 - ・フィッシャリーナの利用促進
 - ・安全渡航管理に関する指導
- オ その他播磨町又は泉佐野ウォーターフロント株式会社が必要と認める業務

(2) 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理料及び利用料金の配分

播磨町への還付金等の推移は、次表のとおりである。

(単位：円)

令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和7年度 決算
4,573,210	4,533,148	4,378,904	4,447,820

※小型船舶係留施設の管理運営に関する協定書において、指定管理料の支払いは行わず、本施設の利用に係る料金として自ら徴収した利用料金を本業務の実施の対価とすることが定められている。

(4) 播磨町への還付金等に係る状況

令和7年度の還付金等に係る状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

基本管理料 (期初支払分)	変動管理料確定 (追加納付分)	防犯カメラ利用料	合計
3,500,000	628,116	319,704	4,447,820

(5) 施設利用実績（小型船舶契約件数）

過去5カ年の施設利用実績は、次表のとおりである。

(収容能力：96隻)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
隻数	96	96	96	96	96
収容率	100%	100%	100%	100%	100%

※令和8年度は、6月末日現在

第3 監査の結果

小型船舶係留施設の管理運営に関する協定書、決算報告書、会計伝票、現金出納簿、預金通帳、支出証ひょう書類等により、出納その他の事務の執行状況を監査した結果、適正かつ効率的に行われているものと認められた。それらについては、特に指摘すべき事項は認められなかった。